

船員保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届  
船員保険標準賞与累計額申出書  
船員保険・厚生年金保険 賞与不支給報告書

【**手続概要**】

船員保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届は、被保険者である船員に賞与を支給した場合、支払った日から10日以内に船舶所有者が行うものです。この届出内容により保険料や年金の計算の基礎となる標準賞与額が決定されます。

標準賞与額とは、賞与等の支給額の1,000円未満を切り捨てた額のことをいい、保険料の計算は、「標準報酬月額・保険料額表」を使用するのではなく、標準賞与額に直接、保険料率を乗じて計算します。

なお、年間4回以上支払われる賞与等については、標準報酬月額の対象となるため、この届出を提出する必要はありません。

※歩合により定められる報酬については、年3回以内の支払回数であったとしても標準報酬月額の対象となります。

また、日本年金機構に登録いただいている賞与支払予定月に、いずれの被保険者及び70歳以上被用者に対しても賞与を支給しなかった場合は、「船員保険・厚生年金保険賞与不支給報告書」の提出をお願いします。

【**添付書類**】

船員保険標準賞与額累計申出書（該当する場合のみ）

この申出書は、同一年度内で複数の被保険者期間があり、標準賞与額の年度累計額が上限額573万円を超える旨の申出が被保険者よりあった場合に船舶所有者が提出するものです。

標準賞与額の累計額が573万円を超え、申出書を一度出した場合で、その後同一年度内に賞与が支払われた場合についても、その都度、この申出書を提出する必要があります。

同一年度内において被保険者期間が継続している（同一年度内に被保険者期間が複数ない）場合は、この申出書を提出する必要はありません。

【**留意事項**】

新規適用船舶所有者届に賞与支払予定月を記入された場合は、支払予定月の前月に日本年金機構から「賞与支払届」および「賞与不支給報告書」を送付します。

- 標準賞与額の上限は、船員保険は年度（4月～翌年3月）の累計額573万円、厚生年金保険は1か月あたり150万円です。
- 年度の途中で転勤・転職等により、被保険者資格の取得・喪失があった場合でも標準賞与額は累計し、保険者単位で行います。ただし、健康保険とは累計しません。（したがって、同一の年度内で複数の被保険者期間がある場合は、同一の保険者である期間に決定された標準賞与額を累計することとなります。）
- 育児休業等による保険料免除期間に支払われた賞与や資格喪失月に支払われた賞与（保険料賦課の対象とならない賞与）についても賞与支払届を提出する必要があります。

す。この場合において決定された標準賞与額も年度の累計額に含まれます。

- 資格取得月と同月に資格喪失した場合、資格取得日から資格喪失日の前日までに支給された賞与については、保険料賦課の対象となりますので、賞与支払届を提出してください。
- 同一月内に2回以上賞与の支払いを行う場合は、最後の賞与支払後、その月に支払った賞与額を合算して届け出てください。  
なお、すでに賞与を届出済の月について、同一月内に追加で賞与を支払った場合は、④の備考欄内に初回に支払われた日を記入の上、同一月内に支払われた賞与を合算して届け出てください。

**【提出先】**

船舶所有者の所在地を管轄する船員保険事務を取り扱う年金事務所

**【提出方法】**

郵送、窓口持参、電子申請（※）

※船員保険標準賞与額累計申出書は電子申請による届出ができません。